

平成二十七年四月十日受領
答弁第一八〇号

内閣衆質一八九第一八〇号

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「全体として」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出「全体として」に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

お尋ねの「全体として」は、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）第六条に規定する海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題を全体としてとの意味であると理解している。

一の(二)について

お尋ねの「全体として」は、税制改革法（昭和六十三年法律第一百七号）第一条に規定する今次の税制改革の全体としてとの意味であると理解している。

二について

お尋ねの「その主体の構成要素すべてがこれらそれぞれの法律の該当規定に従う」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。